

松戸市広告入り納税通知書送付用封筒無償提供取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広告入り納税通知書送付用封筒の無償提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告入り納税通知書送付用封筒」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民税・県民税・森林環境税の納税通知書送付用封筒
- (2) 固定資産税・都市計画税の納税通知書送付用封筒
- (3) 軽自動車税の納税通知書送付用封筒

(無償提供者の範囲)

第3条 納税通知書送付用封筒に広告を掲載し、封筒を無償提供するもの（以下「無償提供者」という。）は、民間企業等とする。

(掲載広告の範囲)

第4条 納税通知書送付用封筒に掲載できる広告は、松戸市広告掲載要綱第4条及び松戸市納税通知書送付用封筒広告掲載審査基準に定めるところによる。

(納税通知書送付用封筒の規格等)

第5条 納税通知書送付用封筒の規格及び広告の掲載位置等は、市長が別に定めるものとする。

(無償提供者の募集)

第6条 市長は、無償提供者を選定するに当たっては、これを公募しなければならない。

(審査機関)

第7条 市長は、無償提供者を選定するに当たっては、その設置する広告入り納税通知書送付用封筒無償提供者選定審査会の審査に付さなければならない。

2 前項の広告入り納税通知書送付用封筒無償提供者選定審査会の構成については、市長が別に定めるものとする、

(協定書の締結)

第8条 市長は、無償提供者を決定したときは、広告入り納税通知書送付用封

筒無償提供に関して無償提供者と協定を締結するものとする。

(広告入り納税通知書送付用封筒の協議等)

第9条 無償提供者は、無償提供する広告入り納税通知書送付用封筒に掲載する広告の広告主、広告内容、色、形状等について、事前に市長と協議し、市長の承諾を得なければならない。

2 無償提供者は、作成した無償提供する広告入り納税通知書送付用封筒について、事前に市長の確認を受けた後に、市に納入しなければならない。

(無償提供者の責務)

第10条 無償提供者は、広告内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主又は広告の募集主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者の広告を優先的に掲載するよう努めなければならない。

(広告内容等の変更等)

第11条 市長は、第9条第1項の承諾をした後においても、広告主又は広告の内容が法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるときは、広告主又は広告の内容の変更を求めることができる。

2 無償提供者は、前項の規定により当該広告入り納税通知書送付用封筒の市への提供が不可能となったときは、当該広告入り納税通知書送付用封筒を回収し、代替の封筒を直ちに市へ無償で提供しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第2項の規定による納入後において、第1項に規定する事由が生じた場合に準用する。

(広告入り納税通知書送付用封筒が納入できない場合の措置)

第12条 無償提供者は、市長が指定する期日までに第9条第1項の規定による承諾を受けることができないときは、広告のない納税通知書送付用封筒を無償で提供しなければならない。

(経費の負担)

第13条 広告入り納税通知書送付用封筒の市への提供に要する費用は、無償提供者の負担とする。

(使用期間)

第14条 広告入り納税通知書送付用封筒の使用期間は、市長が別に定める期間とする。

(無償提供者の決定の取消し)

第15条 市長は、無償提供者が法令等に違反しているとき、そのおそれがあるとき、不正の手段により第8条の協定を締結したとき、又は第8条の協定書に違反したときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

2 無償提供者は、前項の規定により無償提供者としての決定を取り消されたときは、市の事務に支障がないように、広告のない納税通知書送付用封筒を無償で提供しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告入り納税通知書送付用封筒に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。